

船舶事故等調査報告書

平成26年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014函第2号
事故等種類	運航不能（絡網）
発生日時	平成25年12月9日 09時30分ごろ
発生場所	北海道紋別市紋別港北東方沖 紋別市所在の紋別灯台から真方位043°52.6海里付近 （概位 北緯44°59.6′ 東経144°11.5′）
事故等調査の経過	平成26年1月6日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二十八 ^{よしひろ} 嘉廣丸、160トン
船舶番号、船舶所有者等	HK1-1389（漁船登録番号）、ヤママツ浜元水産株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海） 漁労長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長及び漁労長ほか14人が乗り組み、紋別港北東方沖で沖合底びき網漁の操業中、網と共に海中に投入していた樽が見当たらなくなる不具合が生じたので、船尾から揚網することとし、主機を中立として漂泊した。 本船は、船長が、甲板上で他の乗組員と共に揚網作業に当たり、漁労長が、操舵室で操船に当たり、全ての網を船尾甲板に揚げ終わらないうちに可変ピッチプロペラを操作したところ、平成25年12月9日09時30分ごろ網が推進器に巻き付いて運航不能となった。 本船は、11時35分ごろ来援した僚船がえい航を始め、18時45分ごろ紋別港へ帰り、上架して網が除去された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、紋別港北東方沖で漂泊して揚網作業中、網を船尾甲板に揚収し終わらないうちに可変ピッチプロペラを操作したことから、網が絡んで推進器が使用できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、紋別港北東方沖で漂泊して揚網作業

	<p>中、網を船尾甲板に揚収し終わらないうちに可変ピッチプロペラを操作したため、網が絡んで推進器が使用できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・揚網作業中に可変ピッチプロペラを操作する前、船尾甲板上の乗組員に網の状態を確認させること。・揚網作業が完了したことを確認した後、推進器を運転すること。